（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その４　３６か月～２９か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			24,690	24,170	23,660	23,150	22,640	22,130	21,620	21,110
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車			11,510	11,350	11,200	11,040	10,880	10,730	10,580	10,420
軽自動車	検査対象車		24,830	24,320	23,800	23,290	22,770	22,260	21,750	21,230
	検査対象外車		11,700							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		11,480							
	特定小型原動機付自転車		10,610							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車			9,310	9,210	9,110	9,020	8,920	8,830	8,730	8,630
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,370	19,000	18,640	18,270	17,900	17,530	17,170	16,800
	(ロ) 小型二輪自動車		10,980	10,840	10,700	10,560	10,410	10,270	10,130	9,990
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	10,980	10,840	10,700	10,560	10,410	10,270	10,130	9,990
		検査対象外車	10,930	10,790	10,650	10,510	10,370	10,230	10,090	9,950
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車		15,340	15,080	14,820	14,560	14,300	14,050	13,790	13,530
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	15,290							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			6,100							

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その５　２８か月～２１か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			20,600	20,090	19,580	19,070	18,560	18,030	17,510	16,980
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの				45,570	44,050	42,470	40,900	39,330
		最大積載量が２トン以下のもの				32,260	31,240	30,190	29,150	28,100
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの				33,180	32,130	31,050	29,960	28,880
		最大積載量が２トン以下のもの				30,710	29,750	28,770	27,780	26,800
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用					28,130	27,270	26,380	25,500	24,620
	自家用					22,060	21,430	20,790	20,150	19,500
小型二輪自動車			10,260	10,110	9,950	9,800	9,640	9,480	9,320	9,160
軽自動車	検査対象車		20,720	20,200	19,690	19,170	18,660	18,130	17,600	17,070
	検査対象外車						9,780			
原動機付自転車	一般原動機付自転車						9,630			
	特定小型原動機付自転車						9,040			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						9,610	9,460	9,310	9,150	9,000
緊急自動車			8,540	8,440	8,350	8,250	8,150	8,060	7,960	7,860
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		16,430	16,060	15,700	15,330	14,960	14,580	14,210	13,830
	(ロ) 小型二輪自動車		9,850	9,710	9,570	9,430	9,290	9,140	9,000	8,850
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	9,850	9,710	9,570	9,430	9,290	9,140	9,000	8,850
		検査対象外車	9,810	9,670	9,540	9,400	9,260	9,110	8,970	8,830
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車					8,740	8,620	8,500	8,390	8,270
	(ロ) 教習用自動車					8,740	8,620	8,500	8,390	8,270
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					22,180	21,550	20,900	20,250	19,600
	b 小型二輪自動車		13,270	13,010	12,750	12,490	12,230	11,970	11,700	11,440
	c 軽自動車	検査対象車				12,490	12,230	11,970	11,700	11,440
		検査対象外車					12,210			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,980	5,970	5,960	5,950	5,940
検査対象外被けん引軽自動車							5,990			

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。